平成２６年（フ）第２２９号
北海道上川郡当麻町7014番地
破産者　株式会社マルツカ
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２１号
茨城県水戸市大町３丁目１番８―202号　リエス水戸大町、旧住所茨城県水戸市泉町１丁目３番18号　マルショウビル内２Ｆ
破産者　亡中崎洋一相続財産
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０２８号
東京都町田市金森東１丁目３番25号
破産者　株式会社ティー・エス測量設計
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０２９号
北海道札幌市東区東苗穂14条３丁目13番12号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市金森東１丁目３番25号
破産者　徳光　帥人
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２２号
岐阜市蔵前３丁目２番４―301号ポエティカル岸野、開始決定時の住所岐阜市前一色１丁目３番３号
破産者　村瀬　武次
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２号
岐阜県多治見市太平町３丁目９番地
破産者　有限会社プロポーズ
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４８号
三重県志摩市阿児町鵜方3412番地６　雇用促進住宅１号棟205号
破産者　山本　元晴
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
三重県志摩市浜島町浜島3003番地
破産者　有限会社松阪屋
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
三重県志摩市浜島町浜島1162番地11
破産者　柴原　寛之
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
岡山市北区厚生町１丁目５番17号　鹿田ビル307号、開始決定時の住所岡山市北区富田341番地　山地マンション107号
破産者　中島　健一
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４６号
鹿児島県出水郡長島町下山門野3032番地
破産者　森山　明臣
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
青森県弘前市大字高屋字安田176番地２
破産者　成田　充巨
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第６７７号
埼玉県川口市本蓮２丁目５番32号
破産者　田中　裕美
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７５０号
埼玉県川口市大字赤山309番地　ベルドゥムール川口東904号
破産者　篠田　里子
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
千葉県大網白里市金谷郷119番地１　中村宅２Ｆ
破産者　三枝　　忍
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１４３号
新潟県西蒲原郡弥彦村峰見332番地
破産者　添原　　明
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３０号
長野県大町市常盤4823番地
破産者　丸山　秀昭
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５１号
長野県下伊那郡松川町元大島243番地１
破産者　**来**原　育子
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第８号
岐阜市白菊町５丁目18番地
破産者　中野　安市
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
岐阜県高山市七日町２丁目217番地１
破産者　麦ばたけこと　東　　正行
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係